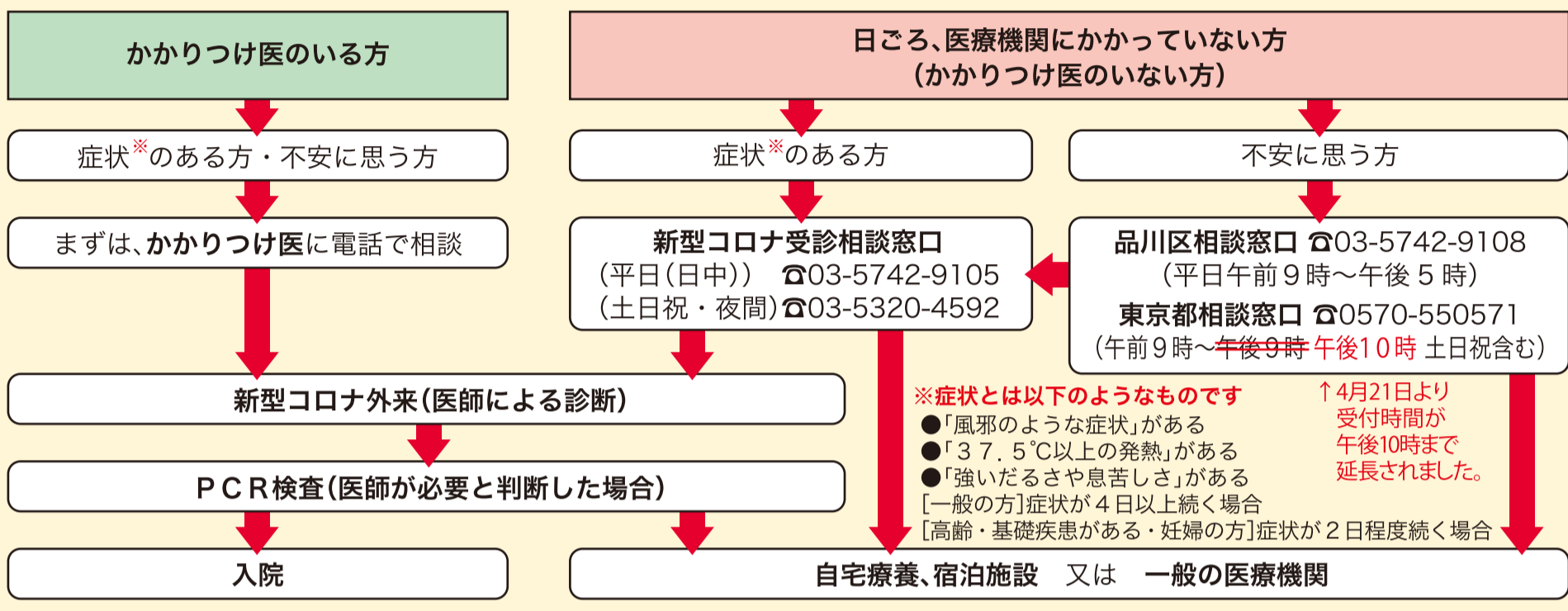


ステイホーム



3密を避けよう

感染症が心配な時



暮らし

お金・仕事・住宅など生活にお困りのとき(相談)

生活上の不安やお困りになっていることを専門の相談員と一緒に考え、一人ひとりの状況に応じた相談・支援を行います。
 例)○収入が減って家計が苦しい、借金の返済で困っている → 家計改善支援
 ○失業して家賃が払えない → 住居確保給付金の給付(条件あり)
 ○求職活動がうまくいかない → 就労支援・就労準備支援 など
 相談窓口：品川区 暮らし・しごと応援センター
 場所：品川区役所 防災センター3階(広町2-1-36)
 対象者：品川区在住で生活にお困りの方(生活保護受給中の方は除く)
 TEL：03-5742-9117
 (月～金 午前9時～午後5時 ※正午～午後1時は除く)

休業や失業でお金にお困りのとき(貸付)

【緊急小口資金】～主に休業された方向け～
 対象者：感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持の貸付が必要な方
 貸付上限額(条件あり)：20万円以内、もしくは10万円以内
 据置期間：1年以内 償還期限：2年以内 無利子・保証人不要
【総合支援資金】～主に失業された方向け～
 対象者：感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難な世帯
 貸付上限額(条件あり)：2人以上・月20万円以内、単身・月15万円以内 貸付期間原則3ヶ月以内
 据置期間：1年以内 償還期限：10年以内 無利子・保証人不要
 相談窓口：社会福祉法人 品川区社会福祉協議会
 場所：大井1-14-1 大井1丁目共同ビル2階
 TEL：03-5718-7171(月～金 午前9時～午後5時)

水道や電気、ガス等の公共料金が支払えないとき(猶予)

政府から事業者への要請を受け、生活に不安のある方の公共料金の支払いが一定期間、猶予されます。
 ・水道、下水道、NHK、電気、ガス、固定電話・携帯電話の使用料
 ・公営住宅の家賃の支払い
 ※申し出が必要ですので、各事業者へ内容をご確認下さい。

●通信や電力・ガス料金の支払い猶予の概要※電力・都市ガスは経産省の要請内容

NTTグループ、KDDI(au)、ソフトバンク		電力・都市ガス	
受付開始日	3月23日	受付開始日	3月25日
猶予期間	5月末まで	猶予期間	当面1ヵ月
対象	個人や企業。新型コロナウイルスの感染拡大の影響を聞き取り判断	対象	収入が減った非正規従業員などを対象とする国の緊急貸付制度の利用者

仕事

新型コロナ感染症の影響で経営状況が悪化したり、事業縮小を余儀なくされた事業主に対する支援策をご活用下さい。

経営相談・資金調達

区の商工相談員が融資あっ旋など経営相談を無料でお受けします。(事前予約制) TEL：03-5498-6340
 平日 午前9時～午後8時 中小企業センター2階

●品川区があっ旋する融資(信用保証料全額補助)

- ・経営変化対策資金 2020 あっ旋限度額 500万円 3年間無利子
- ・経営支援資金 あっ旋限度額 2500万円 3年間無利子
- ・経営安定化資金 あっ旋限度額 3000万円 利率0.6%以内

従業員の休業手当

事業主が、従業員(雇用保険被保険者でない場合も含む)に休業手当を支給する際、雇用調整助成金制度で最大10分の9まで費用が助成されます。
 制度の詳細や申請手続き等については、品川区が委託した社会保険労務士による無料相談窓口までご連絡ください。
 TEL：03-5749-4540 武蔵小山創業支援センター内
【開設期間】 4月15日～9月30日 平日 午後1時～午後5時

2月17日、3月23日、品川区議会公明党は「新型コロナウイルスの感染防止対策」に関する緊急要望を行いました。

経済的な影響を受けた方への財政支援、相談体制の強化や区内イベントへの対応などを要望しました。



※たけうち区議は副議長公務のため欠席しています。

詳しくはこちらのQRコードから



ステイホーム

外出を控え、 自宅にいきましょう

3密を避ける

これまで以上に密閉・密集・密接を避ける

人との接触を8割減らす

- 例えば、これまで近い距離で会う人が1日に10人だった場合、2人に減らす
- 家族以外の多人数で会食しない

外出は1日1回程度

やむを得ず人に接触するような外出は1日に1回程度を目安にする

帰省・旅行を控える

地方への不要不急の帰省や旅行は止める

4月7日に東京都など7都府県に**緊急事態宣言**が発令されました。
これを受けて東京都は**緊急事態措置**を発表しました。

東京都の緊急事態措置に伴う対応

●感染拡大防止協力金を支給

都の要請や協力依頼に応じて、緊急事態措置期間中、全面的に協力いただける事業者には協力金を支給

対象：都内に事業所がある中小の事業者のうち、都に休止の要請や協力依頼を受け、全面的に協力した事業者

夜8時から朝5時まで営業自粛の要請を受けた飲食店で営業時間の短縮をした事業者

支給額：単独店舗の事業者は50万円 2店舗以上有する事業者は100万円

問合せ：☎03-5388-0567 緊急事態措置相談センター 午前9時～午後7時(平日・休日)

政府の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策

●国民一律に給付金を支給

国民一人当たり10万円を所得制限なしで一律に給付する方向性

問合せ：総務省コールセンター

☎03-5638-5855 午前9時～午後6時30分(平日)

●感染症の影響を受ける事業者への給付金

売り上げが前年同月比で50%以上減少している事業者を対象に

中小企業等の法人は最大200万円、フリーランスを含む個人事業主は最大100万円の現金給付

問合せ：☎0570-783183 午前9時～午後5時(平日・休日)



品川区の対応

●緊急事態宣言で強化した感染防止措置

施設・サービス	対応	適用
区役所	一部休止	火曜延長窓口休止、日曜開庁は正午までに縮小
行政サービスコーナー(大井町・武蔵小山・目黒)	休止	
区立保育園・区立幼稚園・私立保育園	限定開園	期間中に利用可能な家庭に限定※1
すまいるスクール・オアシスルーム	限定開設	医療従事者等、社会機能を維持するために就業継続が必要な場合
区立学校の校庭・体育館	利用中止	5月以降の調整会議の開催は未定
13地域センター・文化センター・きゅりあん・スクエア荏原・コミュニティプラザ八潮・中小企業センター	会場利用休止	利用中止によるキャンセル料は不要 中小企業センターの無料経営相談は実施

(※1)医療従事者等、社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な場合、ひとり親家庭などで仕事を休むことが経済的に困難な場合、疾病等、自宅での保育が困難な場合

●マスク・消毒液の配布 3月末時点

配布先	マスク	消毒液
区立学校・保育園・幼稚園	108,000枚	212本
高齢介護・障害者施設	112,000枚	380本
区内医療機関	64,500枚	130本
私立保育園(認可・認証・小規模)	15,000枚	50本

保育園・幼稚園にマスク等の購入費を補助

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、マスクや消毒液など感染防止のための物品購入費を1施設当たり50万円まで補助します。対象施設は区内の私立認可保育園・地域型保育事業所・認証保育所・私立幼稚園です。

就学前児童にもインフルエンザ予防接種助成を拡大

乳幼児がインフルエンザに罹患することで、インフルエンザ脳症など合併症の併発や保護者が仕事を休まなければならないことを防ぐため、インフルエンザ予防接種費用の助成対象を就学前の1歳児からに拡大。助成額は1回当たり1,000円です。

避難所に大容量の非常用発電機を配備

災害時に避難所の電源が喪失したときなどに空調機の稼働が可能な大容量の非常用発電機(約4kW)を20台配備します。併せて当発電機で稼働できるスポットクーラーも学校避難所に60台配備します。

新型コロナ感染症で影響を受ける中小企業を支援

新型コロナ感染症で業績に影響が出ている中小企業や個人事業主にあっ旋する融資に対して、信用保証料の補助や利子補給をすることで借主の負担を軽減します。また従業員の雇用確保のための無料相談窓口を設置します。

コミュニティバス導入の推進

コミュニティバス導入に向けて、今年度は品川区コミュニティバス導入計画を策定し、バス路線の選定や運行事業者をプロポーザル方式で決定します。

後期高齢者歯科健診の対象拡大

後期高齢者の歯科健診は、フレイル(高齢者の身体的機能や認知機能の低下)を予防する観点からデータ蓄積による評価を可能とするため、対象を現在の76・78歳に加え、80歳の方も対象に拡大します。

令和2年新年度予算品川区の取組み



若林 ひろき

たけうち 忍

こんの 孝子

塚本 よしひろ

あくつ 広王

つる 伸一郎

新妻 さえ子

皆さまの声をお聞かせください。お気軽に、ご意見・ご要望をお寄せください。

電話 03(5742)6817

FAX 03(3774)3366

Eメール info@shinagawa-komei.org